

農事組合法人構成員等の申告について

(申告時の注意点)

農事組合法人（以下、法人という。）に加入している構成員（以下、組合員という。）の方々の申告内容は、これまでの個人の農業収支計算とは異なりますので、以下の点に留意し申告してください。

1. 法人（2号法人の場合）の構成員等に発生する主な収入は、以下のとおりです。

- 不動産収入（農地中間管理機構等を通じ、自分の所有農地を法人に預けた場合の小作料）
- 給与収入（法人が行う農作業等に従事し、その労働の対価を給与で受け取った場合）
- 従事分量配当（法人が行う農作業等に従事し、その労働の対価を法人内で定められた単価や時間数により算出された金額「従事分量配当」で受け取った場合）
- 役員給与（法人の役員で「役員給与」を受け取っている方）

※農事組合法人の「2号法人」とは、農地を所有し農業経営を行うことができる法人をいいます。

2. 申告の際に必要なもの（該当する収入が無い場合は持参不要です。）

- 不動産収入（受取小作料）がある方は、農地中間管理機構から郵送された「はがき」。
- 「給与収入」または「従事分量配当」がある方
法人（2号法人の場合）がその組合員に支払う労働の対価は、その法人が「給与」方式 か「従事分量配当」方式 のどちらかを選択することとなっています。
法人の農作業等に従事し、上記どちらかの収入がある方は法人から交付された「給与の源泉徴収票」または「従事分量配当の支払明細書」をお持ちください。
- 「賃貸借料」、「作業受託料」等の受け取りがあった方は、その収入明細（契約書、領収書等）。
- 「役員給与」のある方は、通常の給与収入と同様、「源泉徴収票」等をお持ちください。
- 経営転換協力金が交付された方は、農政課からの「交付決定通知書」が必要です。

3. 注意事項

- 組合員が法人から受け取った給与や従事分量配当は、法人の売上から必要経費を予め差し引いた純利益を配分することから、組合員における「必要経費」は原則、発生しません。
法人（会社）の業務に必要な経費は、法人（会社）側で受け持つことが通常です。

- また、法人（会社）の業務である農作業等を組合員（従業員）に委託し、その作業代金を従事分量配当でなく委託料として支払った場合、（社内）請負と見なされる場合があります。
- 逆に、組合員が法人から農作業等を受託し、受託料収入（個人で必要経費有り）がある場合は、個人事業主（請負）と見なされる可能性があります。
- 組合員が受け取った従事分量配当、賃借料、受託料とも、消費税の課税売上に該当しますので、消費税の課税対象となる方は注意してください。
- 農事組合法人の役員は、一般的に「理事」や「監事」をされている方が該当します。法人役員の収入は、「役員給与（役員報酬）」または、「従事分量配当」となります。ただし、理事のうち、その法人の代表者が「役員給与」又は「従事分量配当」以外の金額を受け取った場合は、法人側の損金に算入できない場合がありますので注意してください。
- 離農される方や自分が所有している農地すべてを、農地中間管理機構を通じて法人等に預けた方には、「経営転換協力金」が交付されます（1回限り）。これを受給後は翌年度以降、農業所得の計上は出来ません。
- 法人に雇用されている従業員（パート・アルバイト含む）の方は、法人から支払われた給与や賃金などの源泉徴収票又は、支払明細書を持参してください。

※その他、不明な点は役場税務課（0187-84-4902）又は大曲税務署（0187-62-2191）にお問い合わせください。